

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	施設を設置する第一種社会福祉事業の許可を受けた国・都道府県・市町村及び社会福祉法人以外の者が申請事項を変更した場合の許可申請	
根拠法令・条項	社会福祉法第62条第4項及び第5項 同法 第63条第2項	
所 管 課	障害福祉部 障害支援課	
審 査 基 準	<p>（変更）第63条 前条第1項の規定による 届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定による許可を受けた者は、同条第1項第4号、第5号及び第7号並びに同条第3項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>3 前条第4項から第6項までの規定は、前項の規定による許可の申請があった場合に準用する。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	30日以内
	標準処理期間を設定できない理由	